# 振動規制法施行規則 （昭和五十一年総理府令第五十八号）

#### 第一条（用語）

この省令で使用する用語は、振動規制法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

#### 第二条（公示）

法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、都道府県又は市の公報に掲載してしなければならない。

#### 第三条（届出書の提出部数）

法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

#### 第四条（特定施設の設置の届出）

法第六条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。

##### ２

法第六条第一項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  工場又は事業場の事業内容
* 二  
  常時使用する従業員数
* 三  
  特定施設の型式

##### ３

法第六条第二項（法第七条第二項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。

#### 第五条（経過措置に伴う届出）

法第七条第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。

#### 第六条（特定施設の変更の届出）

法第八条第一項の規定による届出は、法第六条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第三、法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第四による届出書によつてしなければならない。

##### ２

法第八条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

* 一  
  法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合
* 二  
  法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合
* 三  
  法第六条第一項第五号に掲げる事項の変更にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

#### 第七条

削除

#### 第八条（氏名の変更等の届出）

法第十条の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第六、特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。

#### 第九条（承継の届出）

法第十一条第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。

#### 第十条（特定建設作業の実施の届出）

法第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、様式第九による届出書によつてしなければならない。

##### ２

法第十四条第一項第五号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

* 一  
  建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
* 二  
  特定建設作業に使用される振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第二に規定する機械の名称、型式及び仕様
* 三  
  下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
* 四  
  届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

##### ３

法第十四条第三項の環境省令で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

#### 第十条の二（光ディスクによる手続）

第四条第一項、第五条、第六条第一項、第八条、第九条及び第十条第一項の規定による届出書並びにその添付書類（以下この条において「届出書等」という。）の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

#### 第十条の三（光ディスクの構造）

前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

* 一  
  日本産業規格Ｘ○六○六及びＸ六二八二又はＸ○六○六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
* 二  
  日本産業規格Ｘ○六○九又はＸ○六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

#### 第十一条（特定建設作業の規制に関する基準）

法第十五条第一項の環境省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。  
ただし、この基準は、別表第一第一号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第十五条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、同表第三号本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

#### 第十二条（道路交通振動の限度）

法第十六条第一項の環境省令で定める限度は、別表第二のとおりとする。  
ただし、都道府県知事（市の区域内の区域に係る限度については、市長。）、道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から五デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第一種区域の限度は夜間の第二種区域の値とすることができる。

#### 第十三条（立入検査の身分証明書）

法第十七条第二項の証明書は、様式第十一によるものとする。

# 附　則

##### １

この府令は、法の施行の日（昭和五十一年十二月一日）から施行する。

# 附則（昭和六一年三月一一日総理府令第一〇号）

この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年二月二五日総理府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成五年一〇月二八日総理府令第四七号）

この府令は、平成五年十一月一日から施行する。

# 附則（平成五年一〇月二九日総理府令第四九号）

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附則（平成八年三月二九日総理府令第七号）

##### １

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

##### ３

この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一〇年七月一三日総理府令第四八号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日総理府令第二六号）

##### １

この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

##### ２

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

# 附則（平成一二年三月二八日総理府令第二五号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。  
ただし、第十条の四第一項第一号、第十条の五第一号、様式第一から様式第四まで及び様式第六から様式第十までの改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一二月一五日総理府令第一五〇号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年三月五日環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一八年九月二九日環境省令第二八号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

# 附則（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（平成二三年一一月三〇日環境省令第三二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年四月二〇日環境省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月二八日環境省令第三一号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附則（令和三年三月二五日環境省令第三号）

##### １

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

* 一  
  特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、七十五デシベルを超える大きさのものでないこと。
* 二  
  特定建設作業の振動が、付表の第一号に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては午後十時から翌日の午前六時までの時間（以下この号においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。  
  ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
* 三  
  特定建設作業の振動が、当該特定建設作業の場所において、付表の第一号に掲げる区域にあつては一日十時間、付表の第二号に掲げる区域にあつては一日十四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。  
  ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
* 四  
  特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。  
  ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
* 五  
  特定建設作業の振動が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。  
  ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでないこと。
* １  
  デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
* ２  
  振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。  
  この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
* ３  
  振動の測定方法は、次のとおりとする。
* ４  
  振動レベルの決定は、次のとおりとする。
* １  
  第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
* ２  
  昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定めた時間をいう。
* ３  
  デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
* ４  
  振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。  
  この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
* ５  
  振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
* ６  
  振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに一時間当たり一回以上の測定を四時間以上行うものとする。
* ７  
  振動の測定方法は、次のとおりとする。
* ８  
  振動レベルは、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。